

NEWS RELEASE

令和3年6月15日
一般社団法人 信託協会

公益信託の受託状況 (令和3年3月末現在)

一般社団法人 信託協会（会長 高倉透）では、今般、令和3年3月末現在の公益信託の受託状況を取りまとめました。

- 令和2年度中の新規受託状況は、受託件数1件、受託額1億円となりました。
信託目的は自然科学研究助成となっております。
- 令和3年3月末現在では、受託件数は406件、信託財産残高は580億円となりました。
信託目的別件数の上位をみると、奨学金支給が134件（受託額227億円）、自然科学研究助成が64件（同70億円）、教育振興が51件（同17億円）となっています。
- なお、助成先への給付状況は、昭和52年の第1号発足以降の累計で、助成先数22万4千件、給付額942億円となっています。

信託業界は、公益信託の受託を通じ、社会貢献に努めておりますが、当協会といたしましては、今後とも、引き続き、公益法人制度とともに民間公益活動を支える公益信託制度の普及・発展に寄与したいと考えております。

以上

本件に関する照会先：

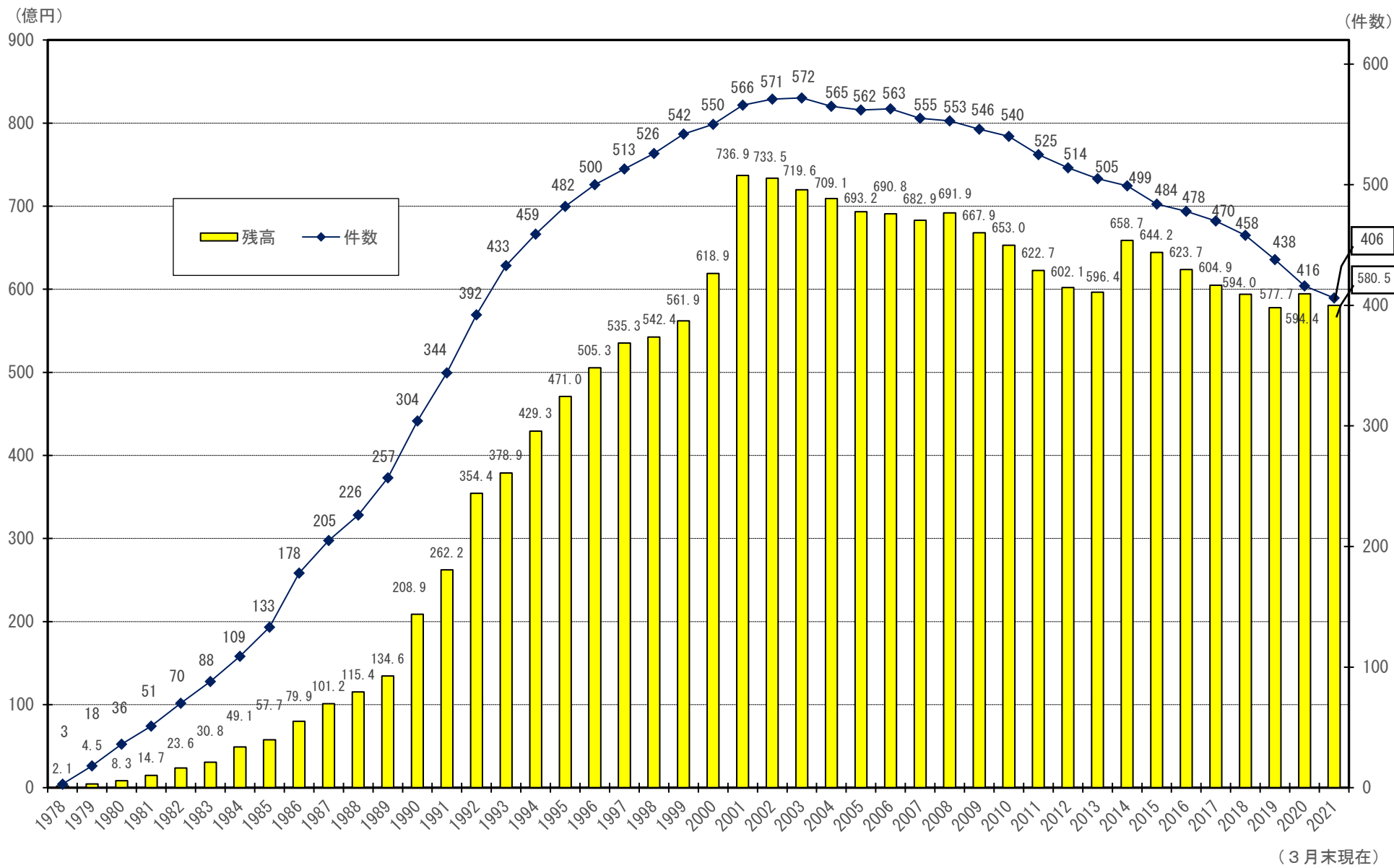
(一社) 信託協会 総務部（広報担当） 松村・河西
業務部 関根
電話 03-6206-3992

公益信託新規受託一覧(令和2年度中)

(単位:百万円)

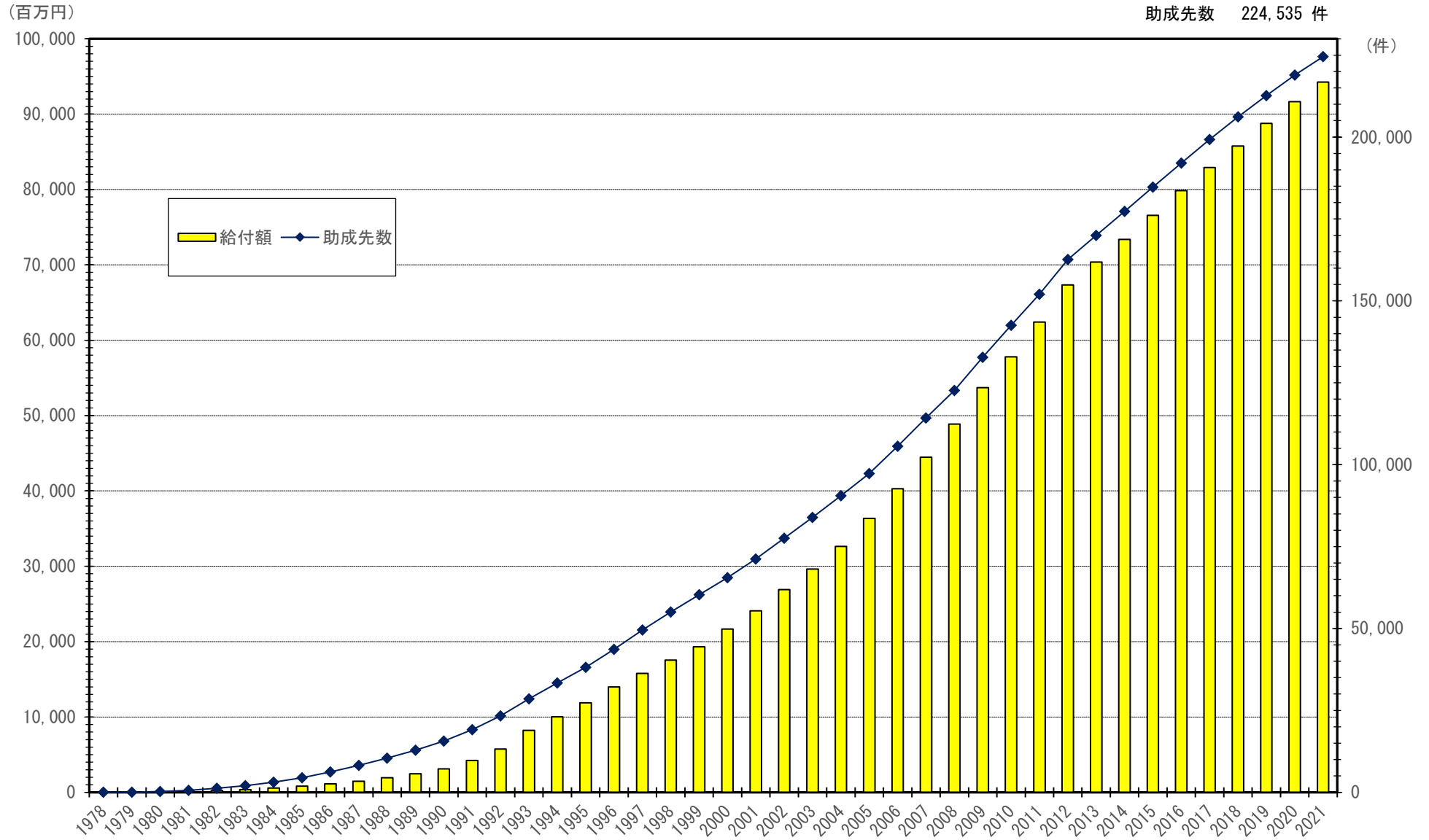
名 称	発足年月日	活 動 内 容 等	委託者	当初信託財産
1 公益信託 宮田幸比古記念ALS研究助成基金	令和3年 3月26日	筋萎縮性側索硬化症（ALS）の早急な根治療法の確立を希求し、ALS研究者の研究活動を援助すべく基礎及び臨床研究に対して助成を行い、もって学術の振興と人類の福祉の向上に寄与すること。	個人	100
				合計：100

受託件数、信託財産残高の推移



助成先数、給付額の推移（累計）

給付額 94,243 百万円
 助成先数 224,535 件



(3月末現在)

公益信託受託状況

令和3年3月末現在
[単位：件、百万円]

信託目的	件数	信託財産残高
奨学金支給	134 (-)	22,745 (-)
自然科学研究助成	64 (1)	7,021 (100)
教育振興	51 (-)	1,797 (-)
国際協力・国際交流促進	28 (-)	2,825 (-)
社会福祉	30 (-)	3,053 (-)
芸術・文化振興	20 (-)	4,642 (-)
都市環境の整備・保全	27 (-)	7,527 (-)
自然環境の保全	16 (-)	4,017 (-)
人文科学研究助成	12 (-)	859 (-)
文化財の保存活用	2 (-)	101 (-)
動植物の保護繁殖	1 (-)	163 (-)
緑化推進	1 (-)	22 (-)
その他	20 (-)	3,280 (-)
合 計	406 (1)	58,059 (100)

(注) () は令和2年度中の新規受託分。

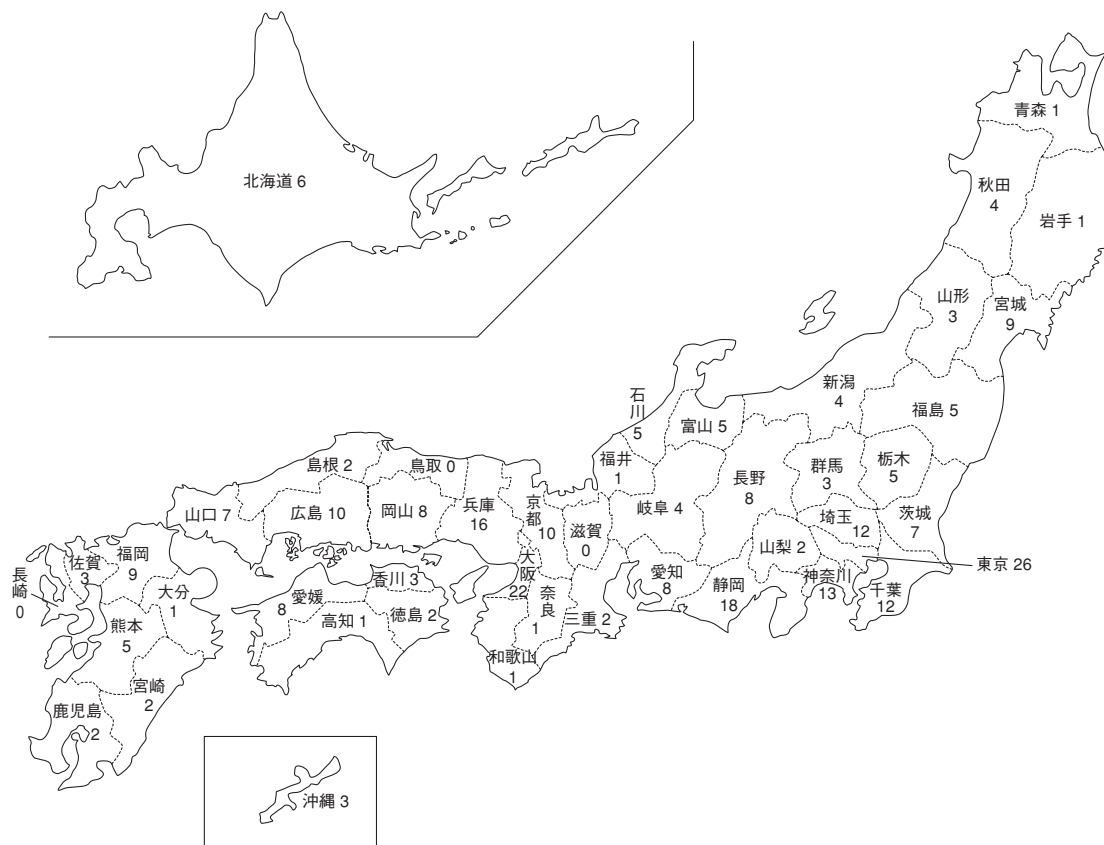
地域別受託状況

(令和3年3月末現在)

○全国ベース 9省庁 126件 (31.0%)

○都道府県ベース 44都道府県 280件 (69.0%)

なお、都道府県別の受託状況は下図をご参照。



※信託協会ホームページに「公益信託データベース」を掲載中(URL : <https://www.shintaku-kyokai.or.jp>)。各都道府県別の公益信託の現状について、検索・閲覧することができます。

(検索方法)

- ① 信託協会ホームページのトップページの上段「統計データ/資料検索」をクリック
- ② 「資料検索」の「公益信託データベース」をクリック
- ③ 「キーワード」の入力欄に都道府県名を入力し「検索する」をクリック

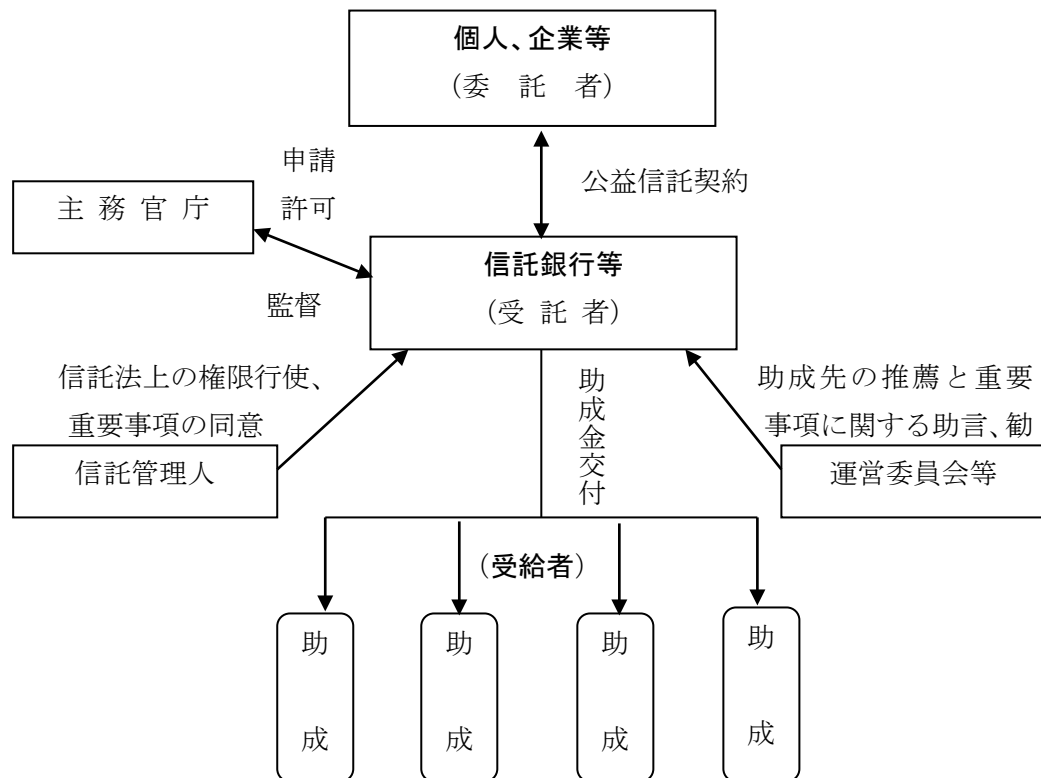
公益信託の概要

公益信託は、公益財団法人と同様に民間の資金を活用して公益活動を行うための制度として、1922（大正11）年制定の信託法において規定されましたが、その後、50年ほどは利用されてきませんでした。

しかし、1977（昭和52）年に第1号が誕生して以来、個人や企業等の善意に支えられ、奨学金の支給、自然科学・人文科学研究への助成、海外への経済・技術協力、まちづくりや自然環境保護活動への助成等、幅広い分野で活用されています。

<仕組み>

公益信託は、個人や企業等（委託者）が拠出した財産を信託銀行等（受託者）に信託し、信託銀行等が、定められた公益目的に従い、その財産を管理・運用し、不特定多数の方（受給者）のために役立てるものをいいます。



<公益信託の特色>

- ①公益信託は、公益財団法人と異なり、受託者が主務官庁への許可申請等をすべて行いますので、設置手続きが簡単です。
- ②公益信託は、信託財産を取り崩して公益活動に活用できるので、一般に、公益財団法人に比べて小規模の資金を効率的に公益のために役立てることができます。

<公益信託法の見直しに関する要綱>

1. 要綱取りまとめまでの経緯

2006（平成18）年に、旧信託法が抜本的改正により現代化された際、公益信託制度については、当時検討中であった公益法人法制の動向を踏まえた審議を行う必要があったことから、後に検討することとされ、法制審議会信託法部会は休会となりました。

2016（平成28）年6月に同部会が再開され、審議の結果、「公益信託法の見直しに関する要綱案」が取りまとめられました。同要綱案は、2019（平成31）年2月14日開催の法制審議会総会において採択され、法務大臣に答申されました。

2. 公益信託法の見直しに関する要綱のポイント

要綱のポイントは次の3点です。

① 公益信託の信託事務および信託財産の拡大

現行の公益信託は、許可審査基準（※）および税法上の要件により、事実上、信託事務は助成型、出捐財産は金銭に限られています。要綱ではこれらに限定しない提案となっています。

② 公益信託の受託者の拡大

現行の公益信託の受託者は、許可審査基準および税法上の要件により、事実上信託銀行等に限られています。要綱ではこれらに限定しない提案となっています。

③ 主務官庁による公益信託の許可・監督制の廃止

現行の公益信託法の下では、所管の主務官庁が公益信託を許可・監督する仕組みが採られてきました。要綱では、公益法人と整合性を図り、公益信託の成立の認可・監督は特定の行政庁が行うものとし、これと併せて現行では許可審査基準が求めている信託管理人の必置について法定するなどして、信託内部の自律的ガバナンスを行政庁が補完する仕組みとすることが提案されています。

※「公益信託の引受許可審査基準等について」（平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定）。